

京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区 [指定：平成23年12月、認定：平成24年3月]

正

準

I 目標に向けた取組の進捗に関する評価

i) + ii) の平均値 (4.7+4.0) / 2 = 4.4

B

i) 取組の進捗(下記より該当するものを選択)

目標値に対する実績に基づく進捗度(当年度実績)

進捗	番号	評価指標	進捗度	
A(5点)	1-1	医療・健康産業の創出に伴う経済波及効果: 検体・情報基盤に対する設備投資額	D	C
B(4点)	1-2	医療・健康産業の創出に伴う経済波及効果: データベース事業関連収入	E	
C(3点)	1-3	医療・健康産業の創出に伴う経済波及効果: 健康関連産業による売上額、各種製品・サービスの研究開発費	C	
D(2点)	2-1,2	医薬品・医療機器の臨床開始から上市までの期間短縮による経済効果: 期間短縮による経済効果	A	A
E(1点)	2-3	医薬品・医療機器の臨床開始から上市までの期間短縮による経済効果: アジアセンター化に伴う研究開発外注の増加	A	
	3-1	次世代医薬品・医療機器の新規開発による経済効果: 次世代医薬品・医療機器の新規開発件数	A	A
	3-2	次世代医薬品・医療機器の新規開発による経済効果: 新たな研究開発費	A	

代替指標に基づく進捗度(当年度実績)

進捗	番号	評価指標	進捗度
A(5点)			
B(4点)			
C(3点)			
D(2点)			
E(1点)			

当初目標に対する取組の定性的な事業進捗(専門家評価)

進捗	番号	評価指標	専門家評価
A(5点)			
B(4点)			
C(3点)			
D(2点)			
E(1点)			

評価指標毎の進捗の評価の平均値

(5×2+4×0+3×1+2×0+1×0) / 3 = 4.3

①... 4.3

■ 地方公共団体による特記事項

NPO法人は活動資金を年会費・協賛金に負うことがあり、特に設立初期の資金に極めて乏しく、活動を推進・発展させる人材の採用が困難な状況にある。

正：平成25年3月末までに計画が認定された地区／準：平成25年3月末時点では計画が認定されていない地区

■ 専門家考慮事項(妥当性) 目標設定の考え方、数値目標の根拠又は計画の進行管理の方法等、各事業の連携効果

(専門家所見(主なもの))

- ・「検体・情報基盤に対する設備投資額」について、前年度に引き続き進捗度が100%を下回っており、目標管理に不安がある。
- ・「データベース事業関連収入」について、一定の蓄積がないと事業化できないことは理解できるが、2年度続けて実績がなく、事業者間の協議が進められているものの、進捗は遅れている。
- ・「健康関連産業による売上額、各種製品・サービスの研究開発費」については、進捗度は前年度より改善された。目標値については、H26年度から「通増」を見込んでいるが、やや設定が過大ではないか。波及的な効果の評価指標であり、当該特区事業との関連性について検討が必要と考えられる。
- ・「上市までの期間短縮による経済効果」については、目標設定は妥当であり、順調に進捗している。品目数(の増加)が明示されているとなおよい。PrePMDAを実施するなど前進しており、他事業への波及的な効果も見込まれる。
- ・「アジアセンター化に伴う研究開発外注の増加」について、現時点で目標値を上回る実績をあげている点は評価できる。アジアセンター化の具体的な内容について定量的な説明がほしい。
- ・「次世代医薬品・医療機器の新規開発件数」については、適切な指標であり、進捗状況も妥当である。
- ・「新たな研究開発費」について、その額の多少で特区の取組みの成果を評価できるかどうかには疑問が残るが、予定を上回るペースで研究費を獲得したことは評価できる。

考慮事項から、目標設定の考え方が特に優れている:+1、妥当である:±0、改善の余地がある:-1とし、加点又は減点する ②... +0.4

i)の評価 ①+②

4.7

※目標値に対する実績値及び代替目標値に係る評価の例

- ・特区の目標値(代替指標を含む)に対する各評価指標の評価を合計し、平均値を算出することにより評価とする。
(例)評価指標1の評価D、2の評価D、3の評価D、4の評価Cの場合、 $(2+2+2+3) \div 4 = 2.25$ 四捨五入で「2.3」とする。
- ・「当初目標に対する取組の定性的な事業進捗(専門家評点)」の評価については、数値目標の達成に向けた取組の状況について定性的に評価する。
- ・各評価指標に複数の数値目標がある場合、各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均したものとする。
(例)評価指標1について、a、b、cという3つの数値指標があり、各数値指標の進捗度および寄与度がa:C20%、b:C10%、c:D70%の場合、 $3 \times 0.2 + 3 \times 0.1 + 2 \times 0.7 = 2.3$ 四捨五入で「2」であるため、評価指標1の評価は「D」となる。

ii) 今後の取組の方向性

方向性	番号	評価指標	専門家評価
A(5点)	1	医療・健康産業の創出に伴う経済波及効果	B
B(4点)	2	医薬品・医療機器の臨床開始から上市までの期間短縮による経済効果	B
C(3点)	3	次世代医薬品・医療機器の新規開発による経済効果	B
D(2点)			
E(1点)			

(専門家所見(主なもの))

- ・「検体・情報基盤に対する設備投資額」については、データベース事業の遅れの要因を丁寧に分析する必要がある。
- ・「データベース事業関連収入」についても、NEDOへの申請が不採択になったことに対応した今後の方向付けが必要である。
- ・「健康関連産業による売上額、各種製品・サービスの研究開発費」について、フィージビリティに疑問の残る箇所もあるが、具体的に今後の取組みの方向性を示そうとしている姿勢や大きな伸び率は評価できる。
- ・「上市までの期間短縮による経済効果」については、十分な成果が達成されており、事業拡張の具体的計画もある。
- ・「アジアセンター化に伴う研究開発外注の増加」について、評価基準の策定も行われ、国立機関の移転も進むことにより、今後さらに成果があがることが期待される。
- ・「次世代医薬品・医療機器の新規開発件数」については、4事業が試供品の開発まで進んだ。今後は実用化に向けての研究開発がさらに進展することが期待される。
- ・「新たな研究開発費」について、5事業の進展が、研究開発費の獲得にどのように貢献しているかの説明が必要である。

ii)の評価

評価指標毎の評価の平均値

$(5 \times 0 + 4 \times 3 + 3 \times 0 + 2 \times 0 + 1 \times 0) \div 3 = 4.0$

4.0

II 支援措置の活用と地域独自の取組の状況(A~E)

i) + ii) の平均値 $(4.2+4.7)/2=4.5$

A

i)-① 規制の特例措置を活用した事業等の評価

[■国との協議の結果、現時点で実施可能なことが明らかになった措置]

●特定保健指導の機会を活用した、加工食品やサプリメント等の勧奨

(概要)

・国との協議の結果、特定保健指導とは別の事業として実施することで、加工食品やサプリメント等の勧奨を行うことが可能であることが確認された。

(専門家所見(主なもの))

・国との協議により現行制度で実現可能になった事業について詳しくフォローされており、評価できる。

4.5

i)-② 財政・税制・金融支援の活用実績の評価

(専門家所見(主なもの))

・財政について、多様な事業が検討・採択されている点は評価できる。

・税制については2件、金融については1件の事例がある。

3.8

i)-① + i)-② の平均値(注)

$(4.5+3.8)/2=4.2$

4.2

ii) 地域独自の取組の状況の評価

(専門家所見(主なもの))

・平成25年度に入り、特に横浜・川崎両市における独自の財政支援等地域の工夫、試みが積極的に行われている。

4.7

III 現地調査時の指摘事項及び対応状況

(専門家所見(主なもの))

・おおむね適正に対応が検討されている。

IV 総合評価(I~III)

$(4.4+4.5)/2+0.17=4.6$

「I + IIの平均値II」に「III及び地方公共団体による総合評価の状況(評価書7)」を加味して算出

(専門家所見(主なもの))

・困難な課題にも意欲的に取り組み、一定の成果が上がっている。また、各種事業の連携も良好であり、今後の進展が期待できる。

・目標を達成している事業と未達成の事業(データベース関連)の差が大きくなっている点が憂慮される。また、寄与度を事業別に明示するなど、数値指標化して細かく評価しようとする姿勢は評価できるが、設定方法に疑問が残るものや、目標を高く設定しすぎていると思われる事業もある。

・現段階で十分な研究費を取得できていないなどの問題はあつものの、成果は大いに上がっている。

このため、I及びIIの平均値(4.45)に上記所見を加味(+0.17)し、総合評価結果をA(4.6)とする。

A

(注) i)-①、i)-②のいずれかに該当がない場合は「—」とし、他の項目の点数をi)の点数とする。